令和8年度　熊本市立北部中学校　服装・頭髪・靴・カバンの規定

A タイプ	冬服	上着・ズボン・白のカッターシャツ
	中間服	白のカッターシャツ・ズボン（ズボン校章マークあり）
	夏服	白の開襟シャツ・ズボン（ズボン校章マークあり）
	ベルト	色は黒・紺・こげ茶、飾りがないもの
B タイプ	冬服	上着・スカート・丸襟のブラウス（制服）
	中間服	スカート（冬服）・丸襟のブラウス（制服）
	夏服	スカート・丸襟のブラウス（制服）
	スカート	膝が隠れる長さ
熊本市 標準服	○ブレザー ○ボトムス（スラックス・スカート・キュロットスカート）※個人で選ぶことができる ○北部中のリボン・ネクタイは青 ○ポロシャツは、指定の白・紺を着用 ○ブレザーを着用するときはリボン・ネクタイをつける	

※A タイプ・B タイプ・熊本市標準服の制服を選択して着用すること
※ミックスでの着用は、ポロシャツのみ可　それ以外は不可

アンダーウェア	○白・黒・紺・グレーの無地を着用する（ワンポイント可） ○首元が隠れるものは不可
ソックス	○白・黒・紺・グレーの無地のソックス、くるぶしが隠れる長さ ○ワンポイント可・ライン不可
名札	○校内では名札を終日、左胸につける
手袋、マフラー ネックウォーマー	○白・黒・紺・茶・グレーのみ、無地ベースのものを着用する ○登下校のみ着用可
制服の下に 着る防寒着	○無地のセーター・ベストの防寒着（ワンポイント可　フードつき不可） ※セーターでの登下校は許可しない。 ○シャツやブラウスは必ず着用する ○色は白・黒・紺・茶・グレーのみ ○袖元・腰元などから見えないように着用する
制服の上に 着る防寒着	○ボックスコート、市販の防寒着、部活動で揃えた防寒着 ○登下校時のみ着用可、フードはかぶらない ○色は白・黒・紺・茶・グレーのみ、無地ベースのもの、通学バッグや棚に入る大きさのもの
防寒その他	○防寒目的でタイツやレギンスを着用する時は色は黒・紺、無地のものとする （体育時は、必ずタイツやレギンスを脱ぎ、靴下を着用すること） ○携帯用カイロは使用上の注意を守って使用可（ゴミは持ち帰る）

制服の「移行期間」・「厳寒期」などはないので、気候に合わせて、自分で判断して着用するようにしましょう。ただし、式典などの場合は除く。

通学靴	○紐付きのランニングシューズ（必ず記名をする） ○ミドルカット・ハイカットシューズは使用しない ○色は白・黒・紺・グレー ○無地ベースのもの、上記の色であれば色が混合してもよい

頭髪等	○学校生活に適した、学びの場に応じた髪型 ※公の場とプライベートを自ら判断し行動できる生徒育成のため ○左右非対称などの髪型はしない。また、編み込み（三つ編みも含む）をしたり、ラインを入れたりしない。 ○水泳後や作業時など、必要であれば後頭部にひとつまとめのお団子ヘアも可 ○前髪は目にかからないようにする。 ○髪が肩に着いたら結ぶ。髪を結ぶ時は、後頭部でひとつ又はふたつにする。 ○黒・紺・茶のゴム・アメピン・パッチンどめ（飾りがなく5cm以下の物）を使用。 ○パーマ、髪染め・脱色等はせず、本人の自然な色合いを保つ ○整髪料は使用不可
その他	○眉や目元は一切に手を加えない ○ピアス、イヤリング、ネックレス、ミサンガ、カラーコンタクト等はつけない ○化粧、アイプチ（テープも含む）、マニキュア等はしない ○ハンドクリーム・リップクリームは無色・無香料は使用可（グロスは禁止） ○日焼け止めクリームは無色・無香料は使用可（更衣時など場所を考える） ○制汗シートは無香料のみ可（ゴミは持ち帰る・制汗シート以外使用不可）
カバン	○カバンにシールやバッジ、アクセサリー等をつけたり、落書きをするなど加工をしない。 ○カバン、サブバッグには、それぞれに1つキーホルダーを付けてもよい。大きさは7×7㎝のものまでとする。 ※通学カバンに入りきれない場合は、市販のサブバッグを使用する

上記の規定で何か悩むことがあったら、先生たちに必ず相談をしてください。

北部中学校では、「自分で考え、自分で行動できる生徒の育成」という学校方針に基づいた生活のきまりを実践しています。その生活の決まりのひとつが校則です。校則は、私たち生徒にとって、学校生活を過ごしやすいようにと考えて作ってあります。校則を守ることによって、これからの社会で必要なマナーやルール、模範意識を身につけてほしいと思っています。

生徒にとって学校は公共の場であり、学習の場です。自らが、時と場所と目的に応じて考え、髪型や身だしなみ、過ごし方など判断できるようになってほしいと思います。学校の場にふさわしい服装、髪型、身だしなみなどについて、自分自身や保護者とともにしっかり考えてください。

また、令和８年度の校則は、みなさんの意見をもとに、生徒会執行部、先生方、保護者の方々を含めた多くの人々が話し合って決められました。私たちを信じ、私たちの意見を受け入れてくれて決めたということを忘れることなく、誰ひとり不安にさせたり、先生方に指導されることがないように行動しましょう。

校則が変わることによって困ったことや、不安なことがある人は、私たち生徒会、先生や保護者などに相談してください。　　生徒会執行部

（付則）この校則は、令和７年 12 月校則見直し検討委員会で協議し、令和８年１月校長が決裁し、令和８年４月１日付けで、施行する。
令和８年４月２４日　一部改正。